



財形貯蓄制度



財形貯蓄制度とは

財形貯蓄制度とは、労働者の給与から、会社が労働者が決めた一定額を定期的（毎月、ボーナス時期など）に天引きして貯蓄を行う制度です。会社が天引きしたお金を財形貯蓄取扱金融機関に払い込み、労働者は結婚やマイホーム、老後の生活のための資金などとして、ライフプランに応じて引き出すことができます。

財形貯蓄制度は全部で3種類あります

財形貯蓄制度には、一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の3種類があります。

一般財形貯蓄

年齢・目的を問わない
自由な貯蓄



目的を問わない使途自由な貯蓄です。契約時の年齢制限はありませんし、複数契約もできます。

財形年金貯蓄

老後のために
お金を貯めたい方向けの貯蓄



積み立てた貯蓄を60歳以降の契約所定の時期から年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄です。55歳未満の方が始めることができ、利子等に対する非課税措置があります。

財形住宅貯蓄

持家の購入・
リフォームのために
お金を貯めたい方向けの貯蓄



積み立てた貯蓄を持家取得又は持家の増改築（リフォーム）に利用することを目的とした貯蓄です。55歳未満の方が始めることができ、利子等に対する非課税措置があります。

財形貯蓄制度のメリット

1

給料天引きで無理なく手間なく貯蓄ができる

給与から天引きなので、銀行などに入金する手間がはぶけ、知らず知らずに財産づくりができます。1,000円単位で毎月の積立額を設定できるので、自分に合ったペースで貯蓄継続ができます。

2

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は利子等が非課税

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄をあわせて元利合計550万円までから生ずる利子等が非課税とされます（※目的内使用の場合に限る）。

財形年金貯蓄については、年金の支払が終わるまで非課税措置が継続され、老後生活の安定に役立ちます。

3

貯蓄を続けるだけで公的住宅ローンを使うことができる

1年以上継続かつ貯蓄残高50万円以上で公的な住宅ローンである財形持家融資を利用可能です。

財形貯蓄を始めるためには、お勤め先で財形貯蓄制度が導入されている必要があります。職場の人事・福利厚生を担当者にお尋ねください。

財形貯蓄制度について

各貯蓄制度の比較

種 類	目 的	税制優遇措置
一般財形貯蓄	自由	なし
財形年金貯蓄(※)	老後の生活資金として受取 (満60歳以上)	財形住宅と合算して 550万円まで利子等非課税 (保険等は払込額385万円まで)
財形住宅貯蓄(※)	持家の取得・ 増改築(リフォーム)の 費用に充当	財形年金と合算して 550万円まで利子等非課税

※ 契約時に55歳未満である労働者が加入できます。



勤労者財産形成貯蓄(一般財形貯蓄)

労働者が、金融機関などと契約を結んで3年以上の期間にわたって、定期的に給与からの天引により、積み立てていく使途自由な貯蓄です。貯蓄開始から1年経過すれば、自由に引き出すことができます。



勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)

55歳未満の労働者が金融機関などと契約(1人1契約)を結んで5年以上の期間にわたって、定期的に給与からの天引により、積み立て、60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって老後の生活資金として受け取ることを目的とした貯蓄です。**利子等に対する非課税措置があります。**

※年金以外の引き出しの場合には、課税されます。



勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)

55歳未満の労働者が金融機関などと契約(1人1契約)を結んで5年以上の期間にわたって定期的に給与からの天引により積み立てていく、持家取得又は持家の増改築(リフォーム)を目的とした貯蓄です。**利子等に対する非課税措置があります。**

※持家の取得・増改築(リフォーム)以外の引き出しの場合には、課税されます。

財形持家融資制度について



財形貯蓄(一般・年金・住宅いずれでも可)を行っている方は貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、持家取得や増改築(リフォーム)のための資金の貸付け(財形持家融資)を受けることができます(1年以上財形貯蓄を継続し、50万円以上の残高を有している方に限られます。)

▼財形貯蓄・財形持家融資制度についての詳細はこちらをご覧ください▼



(独)勤労者退職金共済機構
(財形制度特設サイト)

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php>



厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105724.html>